

発議第 1 号

志摩市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

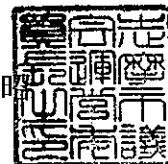
上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和 5年 3月23日 提出

志摩市議会議長 金子 研世 様

提出者 志摩市議会運営委員会

委員長 小河 光晴



志摩市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

志摩市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年志摩市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「月額1万円」を「月額2万円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。